

序章 都市マスタープランの位置づけ

1 都市マスタープラン策定の趣旨

(1) 目的

「都市マスタープラン」とは、市が創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら、地域の都市空間を重視したまちづくりを目指すため、都市計画に関する基本的な方針等を総合的に定めるものです。

1992年（平成4年）の都市計画法の改正により、『住民参加のもとに、市町村自らが「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める』とする制度（都市計画法第18条の2）が創設されました。この「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を「都市マスタープラン」といいます。

従来の都市計画に関するマスタープランとして「緑の基本計画」や「住宅マスタープラン」などの各部門における個別計画がありますが、都市マスタープランは、これら従来の諸計画を総括するとともに、総合的かつ体系的な都市計画を推進していくことを目的として制度化されたものです。

この「都市マスタープラン」の策定により、用途地域の指定や都市計画道路の決定などの規制型の都市計画はもとより、市民と行政の協働による誘導型のまちづくりの指針にもなり、本市の都市計画の総合的な指針としての役割が果たせるものになります。

(2) 中間見直しの経緯

第2次豊明市都市マスタープランは、平成19年3月に平成28年度を目標として策定しました。その後、本市では計画に盛り込まれた各部門の施策・事業を推進するとともに、平成19年8月に庁内関係各課で構成される「都市マスタープラン推進会議」を設置し、毎年、横断的に施策・事業の進捗状況を把握・評価する進行管理を行ってきました。

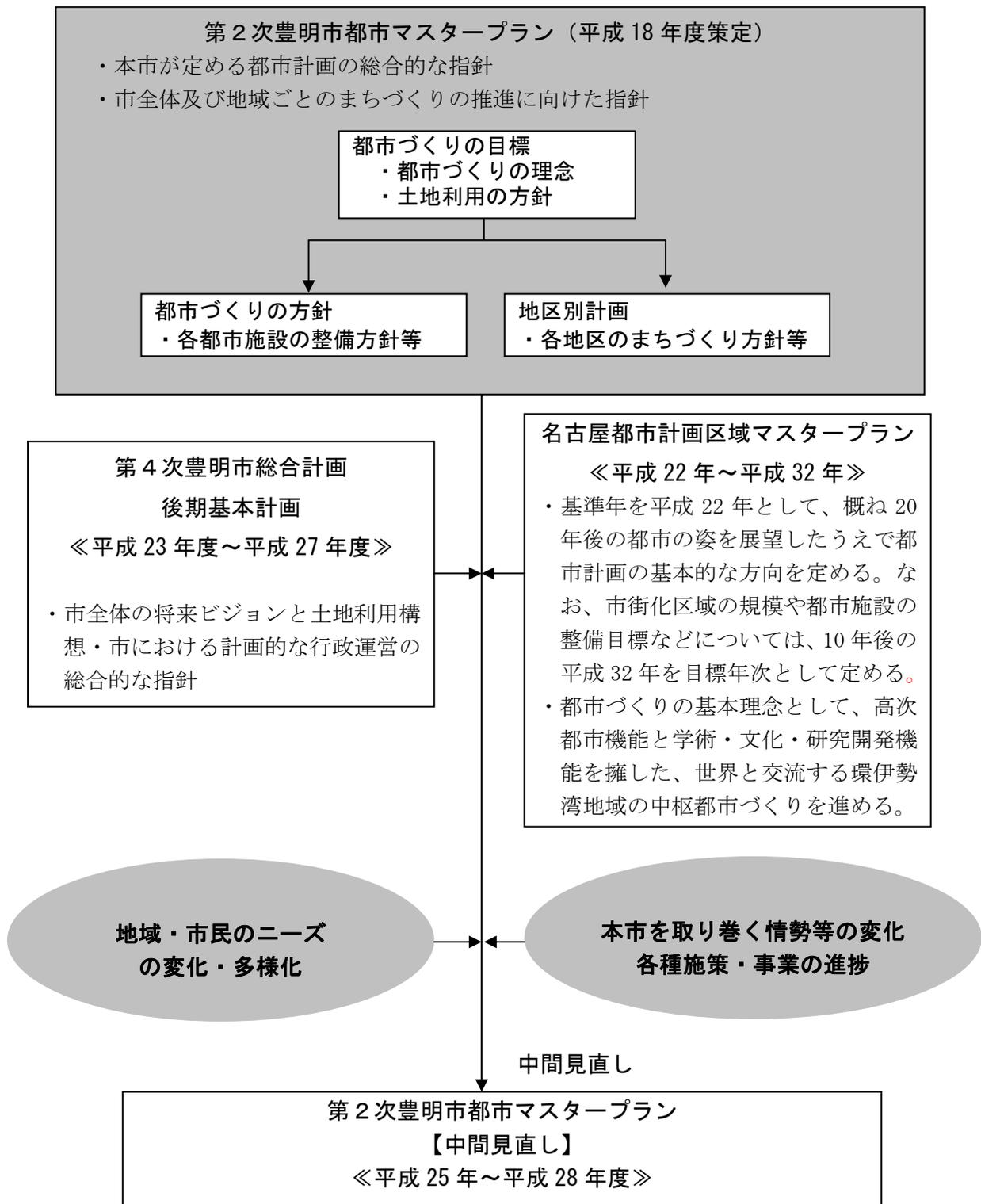
また、平成23年3月には本市の最上位計画である第4次豊明市総合計画が、後期基本計画として策定するとともに、まちづくり三法の改正、都市計画法第34条12号の規定に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定、名古屋都市計画区域マスタープランの策定など、本市を取り巻く情勢等が変化したこと、さらにはこれまでの施策・事業の進捗を受けて計画の改善が必要になったことから、中間年次として計画の見直しを行うこととなりました。

(3) 計画の構成と計画期間

本計画は、目標年次を平成28年（2016年）とし、都市全体の将来像と都市づくりの方針を明らかにした全市の構想と、各地域でのまちづくりの方針を明らかにした地域別の構想で構成されています。

ただし、長期にわたって都市活動を支える都市基盤施設は、整備自体も長期間を要する事業であるため、超長期の展望も検討せざるを得ません。従って、計画対象は計画期間に実施するものばかりではなく、検討する事業も含まれます。

図 序-1 第2次豊明市都市マスタープランの位置づけ

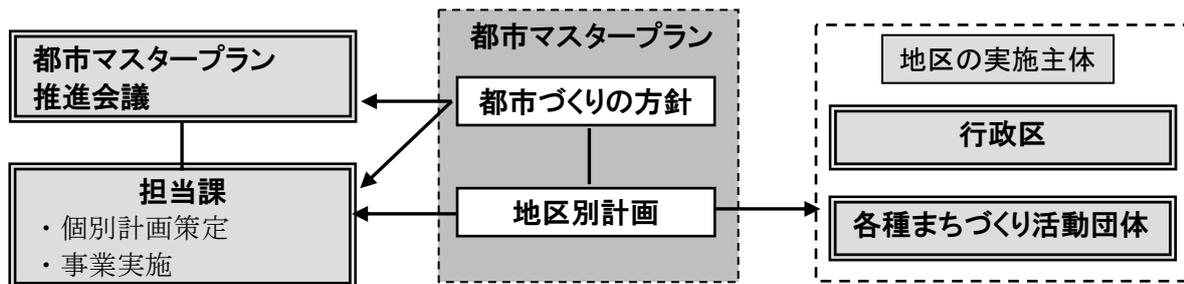


2 計画推進の体制について

都市マスタープランを推進するためには、市内の進行管理体制と併せて、地区レベルにおける市民の主体的なまちづくり活動が重要になります。

そこで、次のような体制を構築し、計画の進行管理と市民のまちづくり活動を推進しています。

図 序-2 都市マスタープランの推進体制



(1) 部門別の施策・事業の推進

第2次豊明市都市マスタープランで示されている各部門の施策・事業を推進し、その進行管理を横断的に実施するため、次のような体制を構築しています。

① 都市マスタープラン推進会議（平成19年8月設置）

<役割>

- ・ 都市マスタープランで示されている施策又は事業における進捗状況の確認及びスケジュールの調整を行います。
- ・ 都市マスタープランの施策又は事業を円滑に進めるための部署間の調整を行います。
- ・ 社会状況の変化や本市を取り巻く環境変化によって都市マスタープランの内容の見直しが必要な事項について、見直し方針を検討します。
- ・ その他、都市マスタープランの内容について必要な事項を検討・調整します。

<構成>

- ・ 推進会議の委員は、都市計画課長を会長に、以下の10名で構成しています。

《構成》

- ・ 都市計画課長、秘書政策課長補佐（広報・政策推進担当）、総務防災課長補佐（管財調達・防災安全担当）、市民協働課長補佐、産業振興課長補佐（農務担当）、産業振興課長補佐（商工振興担当）、土木課長補佐（土木担当）、都市計画課長補佐（都市施設・下水道担当）、環境課長補佐、生涯学習課長補佐（生涯学習・文化財保護担当）

② 担当課

<役割>

- ・ 都市マスタープランで示された施策を推進するために必要な個別計画を策定します。
例) 農業振興計画／下水道整備計画／景観基本計画／住宅マスタープラン／地域防災

計画など

- ・都市マスタープランの土地利用方針に基づいて、県及び地権者と協議・調整し、規制の変更ならびに新たな地域指定を行います。
- 例) 市街化区域、用途地域、地区計画など
- ・都市マスタープランの都市づくりの方針を実現するための事業を実施します。
- ・都市マスタープランの地区別計画の内容のうち、行政が主体となる事業を実施します。

(2) 地区別計画の推進

地区別計画には、行政以外に地区が主体となって取り組む内容が多く含まれており、計画を推進するためには、地区の様々な団体・グループが、それぞれの特性を活かして活動を実践することが重要です。

地区の団体・グループとしては、既存の行政区のほか、PTA、老人会、自主防災会、ボランティアグループなどが考えられます。地区のまちづくりを効果的に推進するためには、これらの地区内の団体・グループが連携して総合的にまちづくりを推進していくことが必要です。

なお、こうした地区の活動を促進するために、行政としてもアドバイザーの派遣や相談窓口の開設などの支援策を実施します。

①地区のまちづくりの実施主体と役割

<行政区>

- ・行政区の中で、関係団体・グループ間の協力体制の構築と相互調整を行い、地区のまちづくりを総合的に推進するとともに、都市マスタープランの地区別計画を踏まえて、地区のまちづくりの方針を検討し、地区内の合意形成を図ります。
- ・実践できる活動については、行政区が実施主体となって取り組みます。

<各種まちづくり活動団体>

- ・地区に関係する様々な団体・グループがそれぞれの立場で、まちづくり活動を実践します。
- ・なお、それぞれの団体・グループの活動が地区のまちづくりの推進につながるように、行政区や各種の関係団体・グループが連携・調整しながら、地区のまちづくりを総合的に推進します。

②地区のまちづくりの促進に向けた行政の支援

各地区での活動を促進するために、「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」等に基づき、以下のような行政の支援を実施しています。

- ・各地区のまちづくり活動を進める上で参考となる情報の提供（出前講座の継続）
- ・会の進め方についての相談窓口の開設（市民活動室の充実）
- ・活動に対する支援（市民提案型まちづくり事業の継続）
- ・各地区のリーダーを対象とした研修（市民活動支援講座推進事業の継続）
- ・専門家のアドバイザー派遣